

7 地下水関係

(1) 法令等の概要

ア 長野市公害防止条例（市条例）の地下水項目／平成 16 年 市条例 45 号第 33～38 条

工場及び事業場における地下水揚水量を適正に保ち、地盤沈下を防止するための項目です。

地下水揚水設備の設置者から必要な届出の提出を求めるとともに、揚水量の記録及び保管並びに市長への報告を求めています。

旧長野市地下水条例（昭和59年市条例24号：平成17年4月1日廃止）の相当する項目について、既に届け出ている場合は、公害防止条例に基づく地下水採取者届を行っているものとみなされます。

(2) 届出について

市内で動力ポンプ等の揚水設備を用いて、地下水を採取しようとする場合は、届出が必要です。

ただし、個人が日常生活で使用する設備は届出の対象外です。

また、揚水設備の設置を届け出ている場合は、毎年4月1日から3月31日までの揚水量等の記録と、翌年5月1日までの所定の様式による報告が義務付けられています。

種 別	期 日	概 要
ア 地下水採取届	地下水を採取しようとする日の15日前	地下水を採取しようとする場合は、事前に届出が必要です。既に設置し使用している場合は、早急に届出を行なってください。
イ 揚水設備変更届	変更の日から30日以内	地下水採取届の届出事項に変更があった場合は、その旨の届出が必要です。 ※揚水設備の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに地下水採取届が必要です。また、施設を増設する場合も地下水採取届が必要です。
エ 揚水承継届	承継の日から30日以内	揚水設備を譲り受け、又は借受け、地下水採取届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30日以内	揚水設備を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 地下水揚水量記録地下水揚水量報告書	翌年4月1日から1か月以内	地下水採取者は、4月1日から翌年3月31日までの毎月の揚水量、稼働日数、及び稼働時間を記録し、4月1日から1ヶ月以内に前年度の揚水量を報告してください。

※長野市公害防止条例に基づく揚水の届出等の他に、長野市自然環境保全条例等に基づき、飯綱、戸隠、大岡地区では地下水採取等について規制がありますので、事前に必ずご相談ください。